

第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案） のパブリックコメントの結果について

パブリックコメントの実施結果

- ◆意見募集期間 令和2年12月21日(月曜日)～令和3年 1月20日(水曜日)
- ◆周知方法 広報いせはら12月15日号、市ホームページ
- ◆閲覧方法 ホームページによる閲覧のほか、市役所1階 障がい福祉課及び市政情報コーナー、公民館
- ◆提出意見 14件（6人）
- ◆意見の要旨及び市の考え方 次表のとおり

[対応区分] A：計画案に反映されているもの B：意見を踏まえ、計画案の修正を検討するもの C：意見として承ったもの

No	意見の要旨	区分	市の考え方
1	P105 自動車運転免許取得費用の助成について 自動車運転免許取得費用の助成が、平成29年度以降4年間で利用実績が0件です。この助成制度は啓蒙が不十分なのか、または助成のニーズが無いのかを評価する必要があると考えます。	C	障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ることを目的とした制度であり、ニーズはあるものと認識しておりますが、平成29年度以降利用に関するご相談はありませんでした。今後、本事業に限らず、障がい者に対する助成制度等について、様々な機会を通じて更なる制度周知を図って参ります。
2	「就労への支援」に関して、前期計画（2018年度～2020年度）と同じ内容のように思えます。新たな取り組みを期待します。例えば「農福連携事業」を「農業振興課」のイニシアティブでJ A湘南とともに推進する、市庁舎内外の清掃業務に障がい者を大幅に雇用して実施する、などの打ち出しはできないでしょうか。	C	本市では、「農福連携」や「公共施設における清掃業務への障がい者雇用」について現在まで具体的な動きはないものの、地域共生社会の実現に向け、障がい者が活躍するための新しい取組として、就労支援に関する様々な可能性について研究・検討して参ります。

No	意見の要旨	区分	市の考え方
3	<p>計画には数値目標があるとよいと考えます。市役所としての障がい者雇用率を法定雇用率以上に設定するとか（日本の法定雇用率は低い。仏、独のように、また世界企業ユニクロ社のように雇用率5～6%を地方自治体レベルから目指して、国や経済界を先導する位の役割を、上記1）の推進と合わせて伊勢原市に担っていただければ嬉しいです。（インターシップ事業も人数表示が欲しい）</p>	B	<p>本市では、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3に基づく障害者活躍推進計画として、「伊勢原市障がいのある職員の活躍推進プラン（令和2年～6年度）」を策定し、本市の障害者実雇用率の目標値を「法定雇用率以上」と設定をいたしました。</p> <p>P60「③就労への支援」について、次の事業を追加し、本計画と連携を図りながら、法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者がその能力を発揮し活躍できるよう、支援体制や職場環境の整備に努めて参ります。</p> <p>【追加事業】 事業名：伊勢原市障がいのある職員の活躍推進プランの推進 内 容：事業主として障がいのある職員がその有する能力を有効に発揮し、就業生活において活躍することができる環境づくりを推進します。 主管課：職員課</p>
4	<p>市のホームページで障がい者雇用の取り組みを分かりやすく広報していただきたい。県内に本社を置く大手企業のホームページやCSR報告書で障がい者雇用を掲示しているのは3～4割程度ですが、県内自治体のホームページで「障がい者雇用」情報を得るのは必ずしも容易ではありません。情報発信モデルを作って下さい。</p>	C	<p>障がい者雇用の情報等含め、障がい者に対する様々な情報が手軽に入手できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において研究し、情報のバリアフリー化の推進に努めます。</p>
5	<p>P80「③就労定着支援事業の就労定着率」について 令和3年1月時点で市内事業所数が1カ所から2カ所に変更している。</p>	B	<p>P80～81「③就労定着支援事業の就労定着率」について、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ○市内に就労定着支援事業所は1カ所あり ○目標値 令和3年度～令和5年度 事業所数 1カ所</p> <p>【修正後】 ○市内に就労定着支援事業所は2カ所あり ○目標値 令和3年度～令和5年度 事業所数 2カ所</p>

No	意見の要旨	区分	市の考え方
6	<p>P94～95「④相談支援 ア 計画相談支援」について</p> <p>相談支援専門員が不足していて、新規の相談に対応できない等の現況があるなか、相談件数に応じた相談支援専門員をどのように確保するのか、相談支援体制の確保に関する取り組みまで言及してほしいと思います。</p>	B	<p>P95「見込量考え方及び方策」について、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、相談支援専門員一人当たりの相談対応件数の適正化を図り、相談件数に応じた相談支援専門員を確保するなど、一人ひとりの特性に応じた丁寧なケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>【修正後】 <u>相談支援従事者研修への受講者を増やし、相談支援事業所の新規開設に努めます。</u>更に伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、相談支援専門員一人当たりの相談対応件数の適正化を図り、相談件数に応じた相談支援専門員を確保するなど、一人ひとりの特性に応じた丁寧なケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。</p>
7	<p>P109「4：発達障がい者等に関する支援（新規）」について</p> <p>発達障害児者の家族支援として、ピアサポートとしてのペアレントメンターの活動が広がってきています。ペアレントトレーニングに加えて、ペアレントメンターの活用についても検討してもよいと感じます。</p>	B	<p>P109「4：発達障がい者等に関する支援（新規）」について、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 身近な地域において相談及び支援が受けられる環境を整えるとともに、保護者等が子どもの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）と連携し、<u>ペアレントトレーニングプログラムを提供するなど、支援体制の確保に努めます。</u></p> <p>【修正後】 身近な地域において相談及び支援が受けられる環境を整えるとともに、保護者等が子どもの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）と連携し、<u>ペアレントトレーニングプログラムの提供、ペアレントメンターの養成等、支援体制の確保に努めます。</u></p>

No	意見の要旨	区分	市の考え方
8	<p>P22「基本目標4：バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる」について</p> <p>障がいの有無に関わらず、自分のことだけでなく、他人のこととも考える人が、一人でも多くなって欲しい。</p>	C	<p>「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまちいせはら」を基本理念として、障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現できるよう、本計画の着実な実施に向け、推進を図って参ります。</p>
9	<p>P69「道路交通環境の整備」について</p> <p>駅のホームは障がいの有無に関わらず、非常に危険な場所です。以前に視覚障がいの方が転落をして大ケガをされたとのこと。駅のホームを安全な所にして欲しい。</p>	C	<p>障がい者等の意見が反映されるよう、関係課と連携を図り、交通環境の整備を推進して参ります。</p>
10	<p>災害時に障がい者が不安を感じるものとして①避難所での不安②情報がかめめない③避難方法がわからない。とアンケート（P45）に出ている。また欲しい支援として(ア)障がいの種類や程度に配慮してほしい(イ)災害時の情報をわかりやすく伝えてほしいと出しています。要援護者避難支援計画は要援護者の登録情報をもとにして(ア)(イ)③を行うことができる。しかし、避難所での運営体制が十分にできていないゆえに①②の不安感が出てきているので、考え方として要援護者支援制度の登録者に対する援護を体制の整備ではなく組織化することが必要ではないかと思います。</p>	C	<p>自治会等における自主防災活動を支援するとともに、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、「要援護者避難支援計画」に基づき地域における要援護者の情報の共有化、要援護者の安全・安心体制の強化に努めます。</p>
11	<p>〇〇〇〇の部分は用語解説になっています。何ページ～何ページに掲載と書き入れてくれると読む人にとっては楽だと思います。</p>	B	<p>表紙裏面「用語解説について」を、次のとおり修正します。 【修正前】 「5用語解説」として取りまとめました。 【修正後】 「5用語解説」(P129～132)として取りまとめました。</p>

No	意見の要旨	区分	市の考え方
12	P53の枠内に障がい害間（家族）の交流……とあるが、この言葉の意味が理解出来ないので説明が必要では？	B	P53「障がい福祉サービス実態調査での意見」について、次のとおり修正します。 【修正前】 障がい害間（家族）の交流 【修正後】 障がい者間（家族）の交流
13	P82の枠内<国の基本指針>文章に令和五年度末までと記してあるが、他のところでは令和5年度と数字です。ここは漢字になっているが意味があるのでしょうか？	B	P82「国の基本指針」について、次のとおり修正します。 【修正前】 令和五年度末まで 【修正後】 令和5年度末まで
14	P92 ③居住系サービス ア 自立生活援助について 利用実績の表のみが掲載されていました。誤記だと思われませんが、見込み量表の掲載をお願いします。	B	P92「③居住系サービス ア 自立生活援助」について、次のとおり修正します。 ○令和3年度から令和5年度の表の項目表記の修正 【修正前】 利用実績 自立生活援助の1か月当たりの利用実績 【修正後】 見込量 自立生活援助の1か月当たりの見込量